

東京都の財政

平成24年4月

 東京都財務局

目 次

第1章 財政状況と財政運営

都の予算規模	3
一般会計予算規模の推移	4
歳入の状況	5
都税収入の推移	6
実質的な都税収入の推移	7
法人事業税の不合理な暫定措置	8
歳出の状況（目的別分類）	10
歳出の状況（性質別分類）	11
一般歳出の推移	12
平成24年度予算編成における事業評価の取組	13
都債の推移	17
基金残高の推移	18

第2章 決算分析

実質収支	20
経常収支比率	21
健全化判断比率等	22
新たな公会計手法の活用	24

第3章 平成24年度予算のあらまし

平成24年度予算の概要	28
予算1万円のゆくえ	32

第4章 地方財政の現状

国と地方の財源配分	34
租税の負担と還元	35
1人当たりの一般財源額	36
大都市に特有の財政需要	37

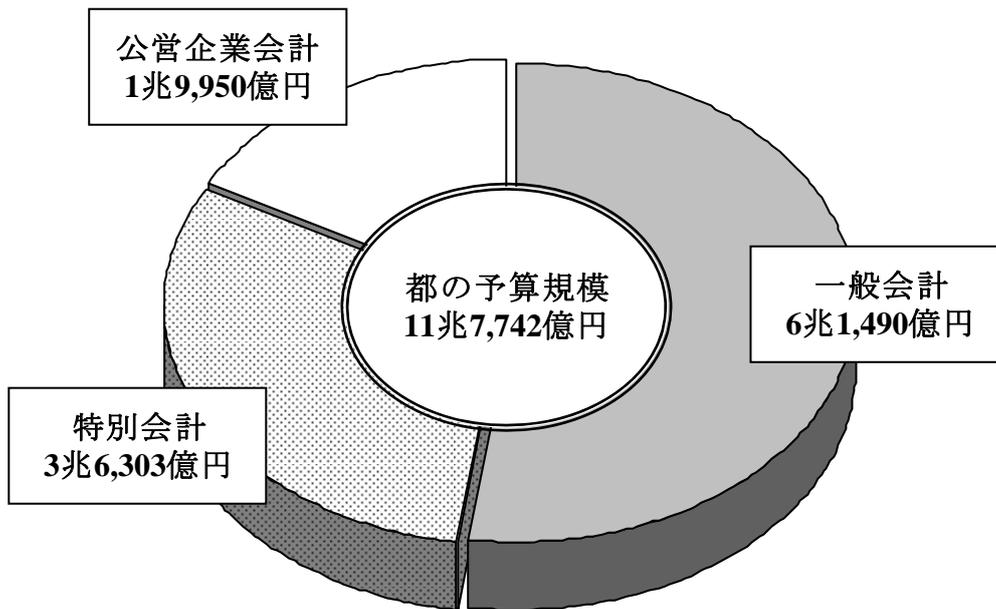
※ 計数については、原則として、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合があります。

※ 本資料は、平成24年度当初予算額を基準に作成しています。

第 1 章 財政状況と財政運営

都の予算規模

- 平成24年度の一般会計の予算規模は、6兆1,490億円となりました。
- 一般会計に、特別会計と公営企業会計を合わせた都全体の予算規模は、11兆7,742億円（単純合計）になります。これは、ノルウェーなどと同様同じ予算規模になります。



◆ 特別会計・公営企業会計

◇ 特別会計とは、特定の事業や資金などについて、その収支を明確にするために一般会計と分けて経理するための会計です。一般家庭に例えるならば、光熱水費やローンの返済などを、別の財布で管理するようなものです。

都では、特別区財政調整会計、地方消費税清算会計など15会計を設置しています。

◇ 公営企業会計とは、水道、電車、バスなど、独立採算制の公営企業の収支を経理するための会計です。

都では、水道事業会計、高速電車事業会計など11会計を設置しています。

◆ 各国の予算規模

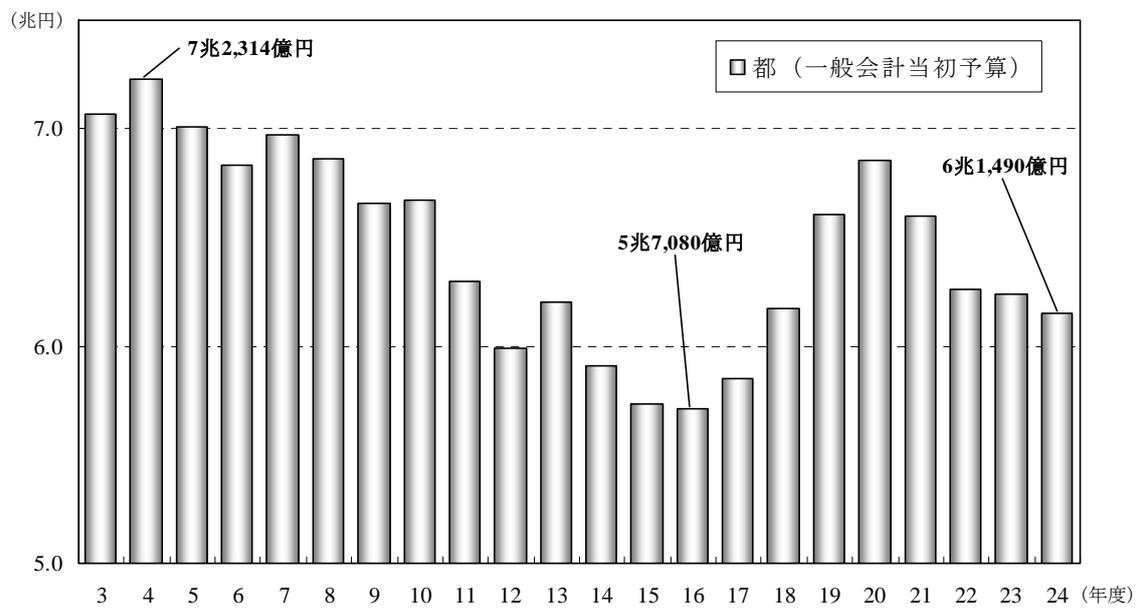
ノルウェー	12兆1,837億円 (2011年)
インドネシア	12兆2,900億円 (2011年)

* 為替レートは「ブルームバーグ エル・ピー ホームページ掲載、平成24年1月17日付け実勢数値」によります。

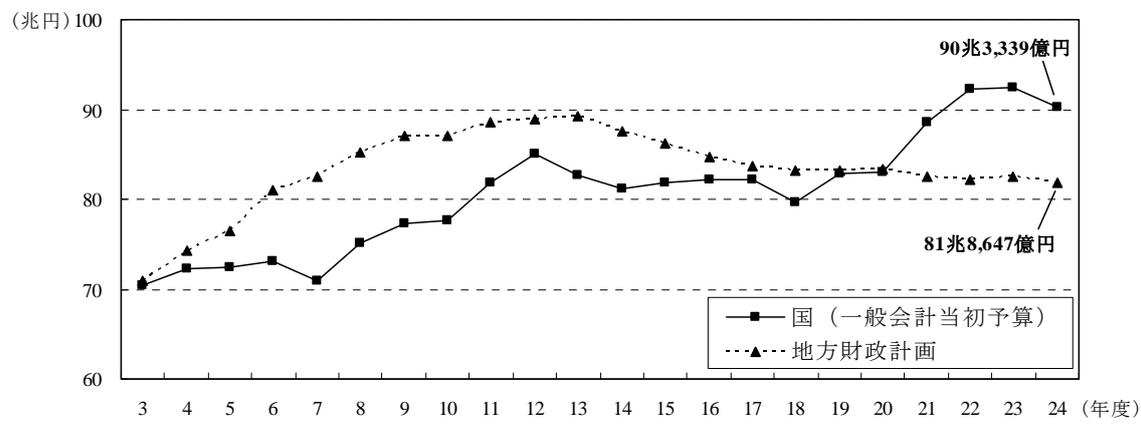
一般会計予算規模の推移

○ 平成 24 年度の一般会計の予算規模は、6 兆 1,490 億円で、前年度に比べて 1.4%の減となりました。

一般会計予算規模の推移

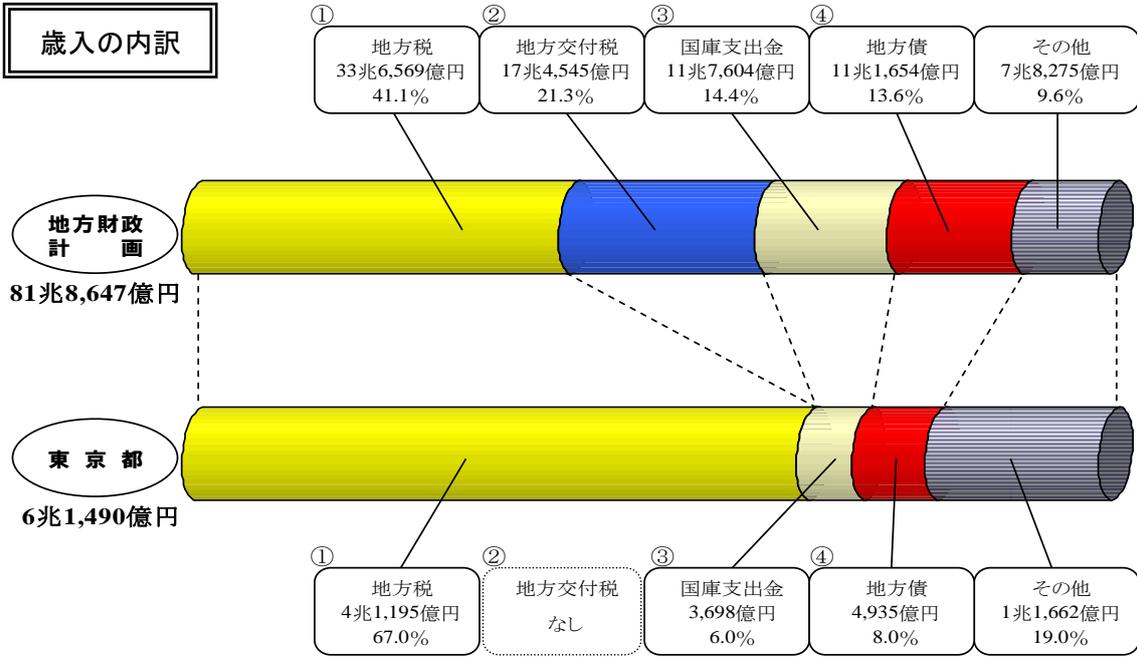


国及び地方財政計画の推移



歳入の状況

- 平成24年度予算において、都の歳入は、地方税（都税）が約7割と大きな割合を占めています。
- 都と地方財政計画とを比較すると
 - ① 地方税の割合が高いこと
 - ② 地方交付税が交付されていないこと
 - ③ 国庫支出金の割合が低いこと
 - ④ 地方債の割合が低いこと
 が特徴となっています。
- 都は、地方交付税の不交付団体であり、他の自治体に比べてより自立した財政運営を行う必要性が高いと言えます。



◆ **地方交付税制度と東京都**

◇ 地方交付税は、各自治体間の財源の不均衡を調整して、一定の行政水準を実現するため、所得税や法人税など国税五税の一定割合を原資として自治体に使途を制限せず交付されるものです。

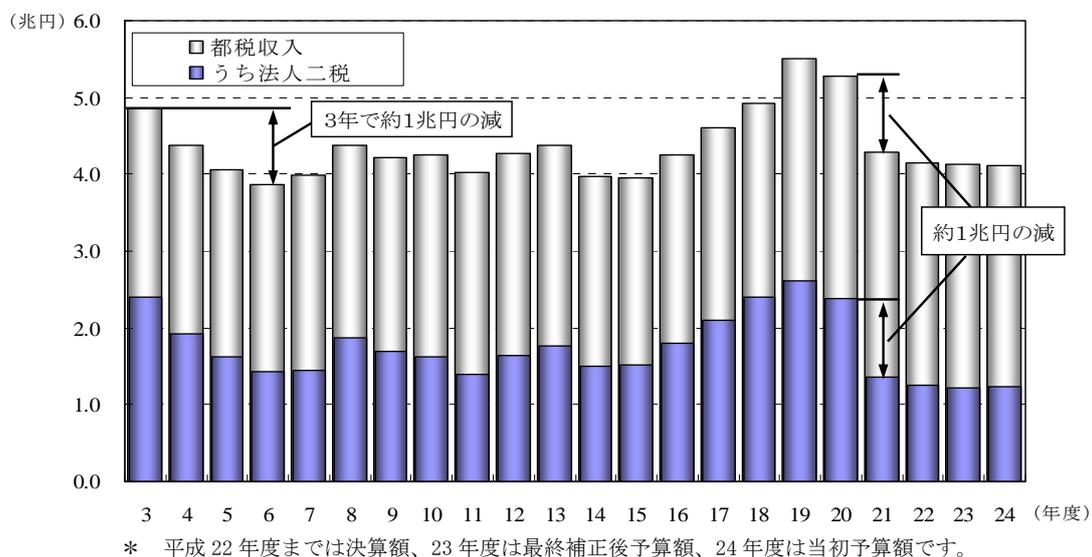
都は地方交付税の不交付団体であり、平成23年度の普通交付税算定では、特別区分を含む財源超過額が約2,000億円となっています。しかし、そもそも、この財源超過額は、交付税制度における配分技術上の数字であり、昼間流入人口の算定不足に見られるように、東京都の膨大な財政需要の実態をとらえきれていないなど、都財政の実態を反映するものではありません。

さらに、不交付団体であることを理由として、不合理な財源調整措置も受けています。

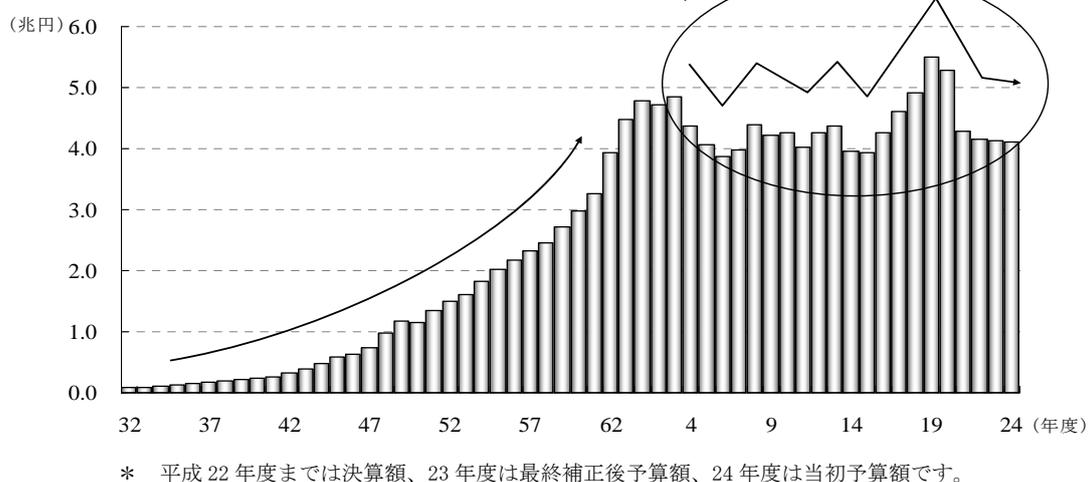
都税収入の推移

- 都の歳入の中心である都税収入は、景気動向などによる影響を受けやすい法人二税（法人事業税、法人住民税）の比率が高く、平成 21 年度決算では前年度からわずか1年で約1兆円減少するなど、不安定な構造となっています。
- 平成 24 年度予算では、都税収入は、海外経済の減速や円高の影響等による企業収益の回復の遅れなどにより、前年度に比べて 1,010 億円、2.4%の減と5年連続の減となりました。

都税収入の推移(平成3年～)

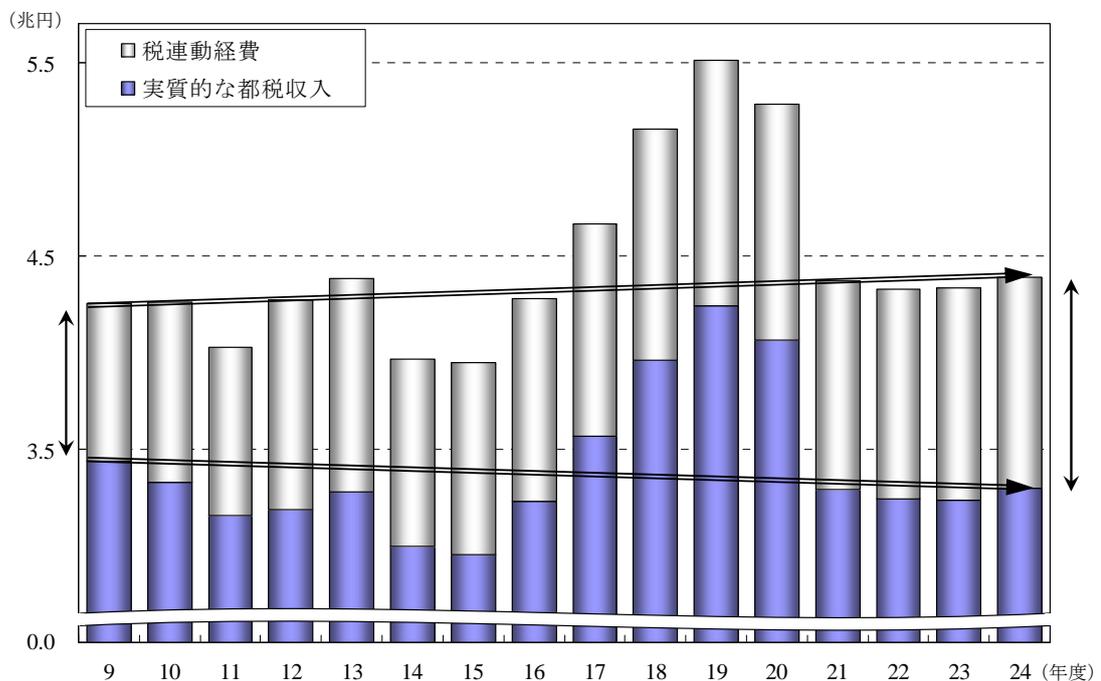


都税収入の推移(昭和32年～)



実質的な都税収入の推移

- 都税には、地方消費税や自動車取得税のように、都が一度徴収した後、その一部を区市町村に交付するものがあります。
また、都区財政調整制度により、都が徴収する固定資産税、市町民税（法人分）、特別土地保有税の一定割合を特別区財政調整交付金として交付しています。
- このように、法律などに基づき、税収の一定割合を支出しなければならない経費を税連動経費と呼び、特別区財政調整交付金の配分割合の変更や、地方消費税交付金の創設などにより増加しています。
平成24年度には都税収入全体の約4分の1の規模となっています。
- 例えば、平成9年度と24年度を比較してみると、都税及び地方譲与税を合計した額は増加しているにもかかわらず、そこから税連動経費を除いた「実質的な都税収入」は、減少しています。



* 平成22年度までは決算額、23年度は最終補正後予算額、24年度は当初予算額です。

◆ **法人事業税の不合理な暫定措置**

- ◇ 平成 24 年 3 月 30 日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定され、この中で、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（いわゆる「暫定措置」）について、「税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」と明記されました。
- ◇ この措置は、平成 20 年度税制改正において、「地域間の税収の偏在の是正」を名目に、暫定措置として導入されましたが、地方の重要な基幹税である法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するもので、受益と負担という地方税の原則を無視し、憲法の定める地方自治を侵害するものに他なりません。
- ◇ また、この措置の導入により、都は平成 23 年度までの間に、合わせて 5,000 億円ほどの減収となっています。今後、耐震化の促進や木造住宅密集地域の整備など、首都東京の防災力強化に向けて多額の財源を必要とする中、国が都の財源を一方的に奪い続けることは、著しく不合理であるとともに、都財政にとって将来にわたる負担となるものです。

《暫定措置の影響による都の減収額》

平成20年度	△2億円(初年度)	平成22年度	△1,853億円
平成21年度	△1,349億円	平成23年度	△1,631億円

※平成22年度までは決算、平成23年度は最終補正予算ベースの影響額です。

- ◇ もとより法は、この措置を「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの措置」と定めています。今回の法案の中で、撤廃に向けた方針が示されたことは、いわば当然です。
- ◇ 国は、今回の法案と同時に暫定措置見直し時期についても、「地方消費税率の引上げ時期を目途」と閣議決定しましたが、都は、確実な撤廃を、国に引き続き強く求めています。

《社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(平成24年3月30日閣議決定)》(抜粋)

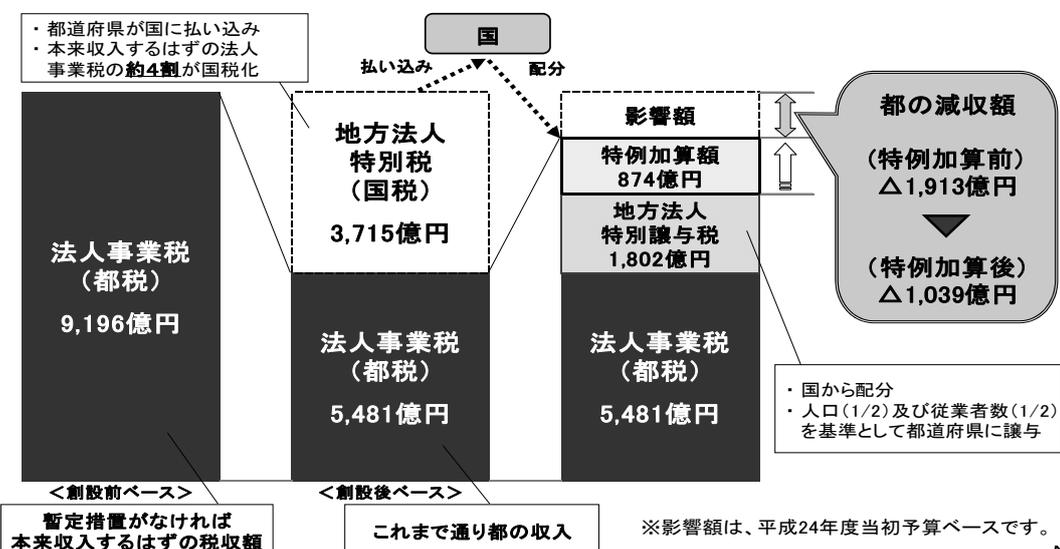
五. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

◆ 平成24年度における暫定措置の影響額

- ◇ 平成24年度における暫定措置の影響額は1,039億円と、前年度に比べ大きく減少しています。これは、国が都に配分する地方法人特別譲与税の額に、特例的に874億円の加算措置がなされたことによるものです。
- ◇ 法は、地方交付税の不交付団体に対する特例として、暫定措置による減収額が地方交付税算定上の「財源超過額」の2分の1を超えた場合、譲与税の額が加算される仕組みを設けています。
- ◇ 今回の措置は、この特例が適用されたものですが、制度そのものが改善されたわけではなく、まして制度の廃止につながるものでもありません。
- ◇ ただ、都税が更に減収となる厳しい財政環境の中で、874億円もの財源が得られたことが、結果として、平成24年度予算において、基金の取崩しを最小限にとどめることができた大きな要因の一つになったことは、否定できません。
- ◇ しかしながら、暫定措置は、地方の限られた税収を自治体間で水平的に調整する仕組みであるため、都に特例加算が適用されれば、その分、他の道府県に配分される譲与税の額が減少することになります。
- ◇ この事実は、制度の不確実性ととも、大都市から不合理に財源を奪い、地方へ配分するという小手先の手法では、地方の財源不足の解消にはつながらないという、暫定措置の不合理さを制度自ら示したことに他ならず、地方税としてあるべき姿に復元すべきであることの証左とも言えます。

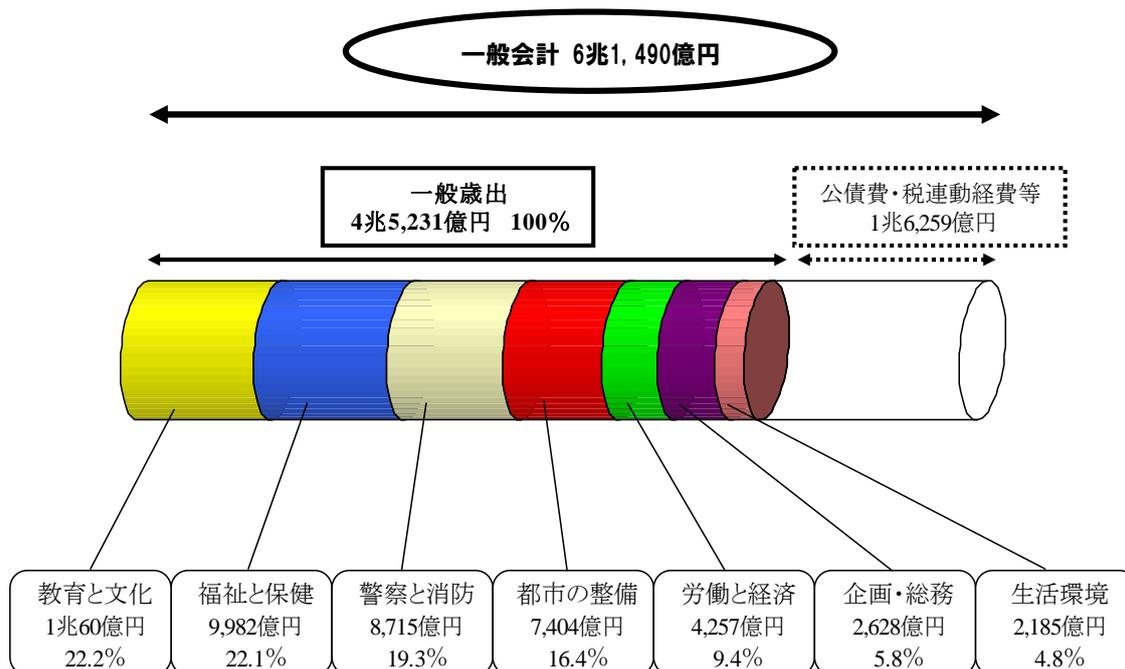
《地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の仕組み（イメージ）》



歳出の状況（目的別分類）

- 平成24年度予算の歳出総額6兆1,490億円のうち、政策的経費である一般歳出の金額は4兆5,231億円です。
- 一般歳出とは、歳出総額から、法令の定めにより税収の一定割合を区市町村に対して交付する経費（税連動経費）や、過去の借入の返済に充てる経費（公債費）などを除いた部分になります。
- 一般歳出を「教育と文化」などのように、行政目的に応じて区分すると、最も多く予算が配分されているのは、「教育と文化」で、以下「福祉と保健」「警察と消防」「都市の整備」と続いています。

歳出の目的別分類



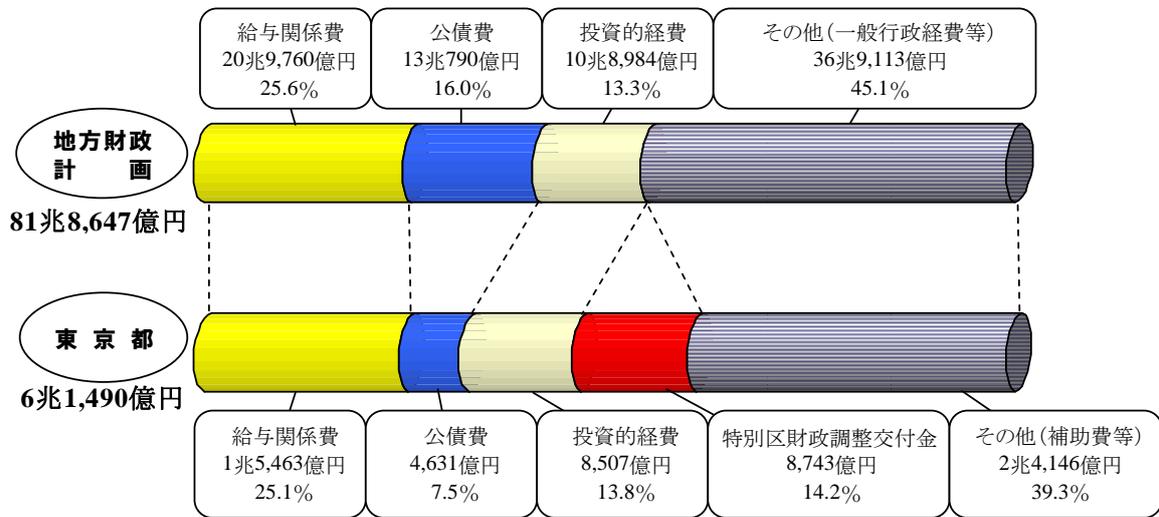
◆ 「福祉と保健」の伸びについて

- ◇ 「福祉と保健」は、平成17年度以降8年連続で増加しており、24年度は9,982億円と、16年度の約1.5倍にもなっています。
- ◇ これは、東京という大都市の特性を踏まえ、少子高齢化など直面する課題に対して、先駆的で実効性の高い施策を展開してきたこととともに、国民健康保険や介護保険などの義務的経費の増加が大きな要因となっています。

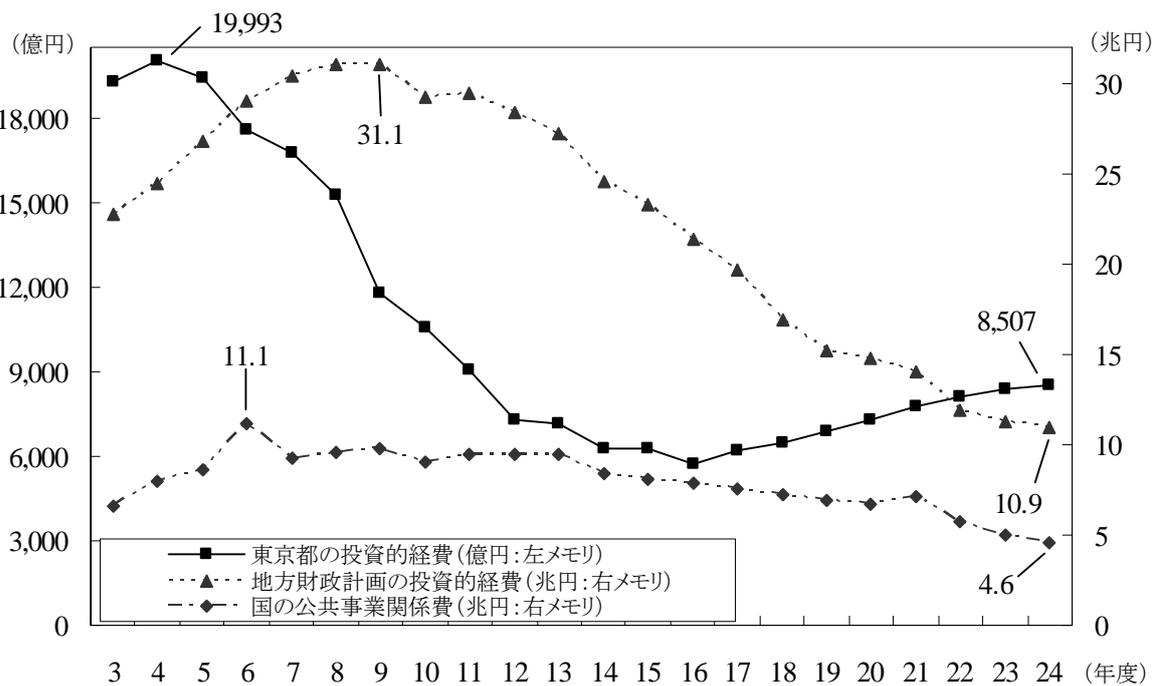
歳出の状況（性質別分類）

- 平成24年度予算の性質別内訳を都と地方財政計画とで比較すると、都は、「公債費」の割合が低いことがわかります。
このほか、都の特徴として、地方自治法などに基づく「特別区財政調整交付金」(約8,700億円)が計上されています。

歳出の性質別分類



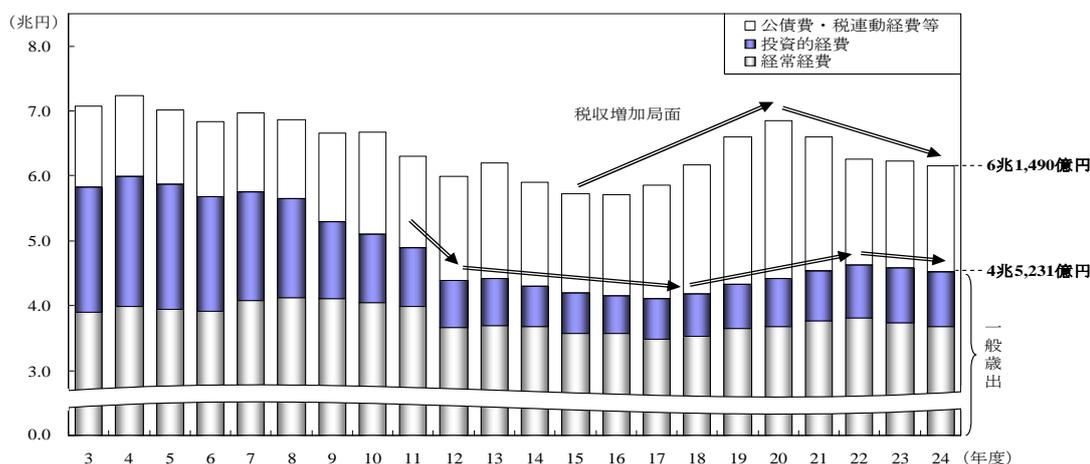
投資的経費の推移



一般歳出の推移

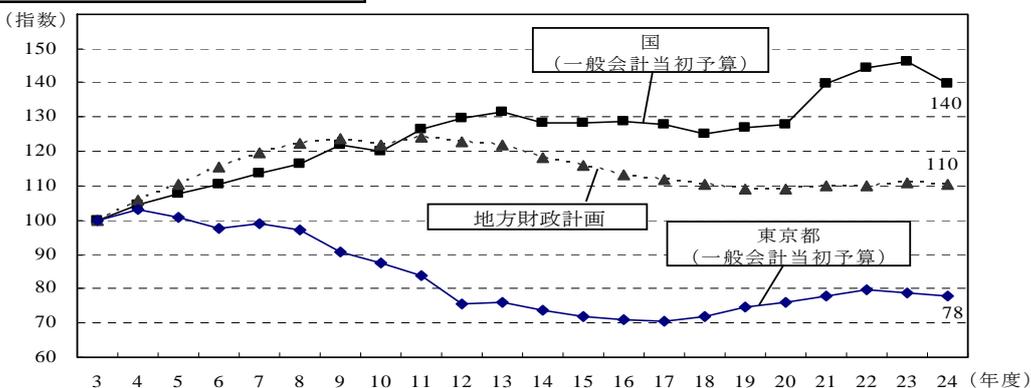
- 都はこれまで、内部努力や施策の見直し・再構築などにより徹底した歳出削減を行ってきました。また、税収が増加していく局面においても、必要な施策は着実に実施しながら、むやみに一般歳出を拡大することなく、基金を積み立て、都債の発行を抑制するなど、財政の対応力を確保してきました。
- 平成24年度予算の一般歳出は、都政の諸課題に的確に対応する一方で、事業評価を通じた施策の検証や事業の実績等の分析による歳出の精査に徹底して取り組んだことなどにより、前年度に比べて1.3%減の4兆5,231億円となりました。

一般歳出の推移（金額）



* 数値は当初予算額です。

一般歳出の推移（指数）



◆ 投資的経費と経常経費

- ◇ 一般歳出は、投資的経費と経常経費に分けることができます。投資的経費とは、道路の整備費や学校の建設費など社会資本の形成にかかる経費です。
一方、経常経費は、職員の人件費など運営にかかる経費です。

平成24年度予算編成における事業評価の取組

○ 厳しい財政環境の中にあっても、直面する難局を乗り越え、東京の更なる発展に向けて着実に歩を進めていくため、効率的で無駄がなく、実効性の高い施策を構築していく都自らの継続的な取組として、事業評価を実施しています。

○ 平成17年度決算で実質収支が黒字に転換するなど、財政再建を達成しましたが、その成果に安住せず、財政構造改革をさらに加速させるため、平成18年度から事業評価の取組を行っています。

○ 限られた財源の中で都政の諸課題に的確に対応していくためには、一つひとつの事業について、その効率性や実効性を向上させる継続的な取組（マネジメントサイクル）が必要です。こうした観点から、予算編成の一環として事業評価を実施しています。

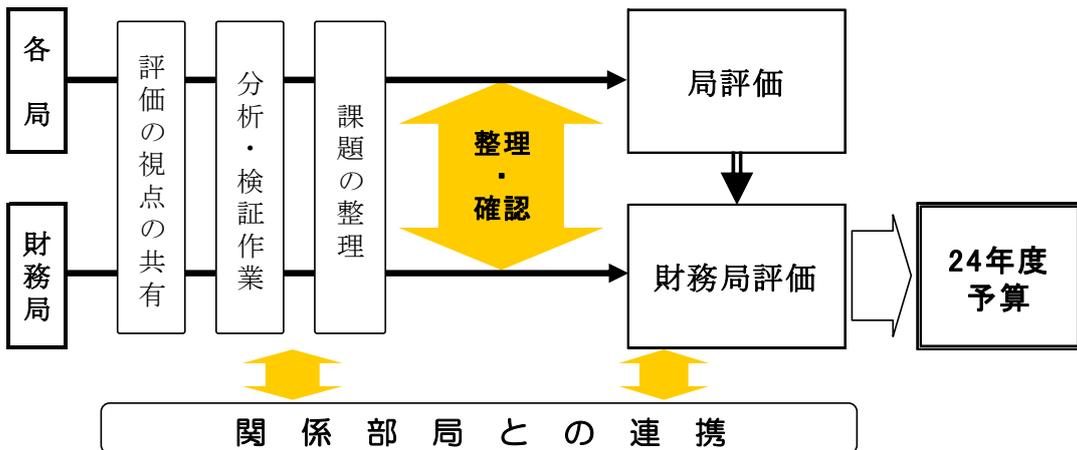
□ 事後検証の徹底

各局と財務局が連携しながら、事業実施に伴う成果や決算状況を厳しく検証し、必要性や有益性のほか、執行体制や将来の影響等にも十分に留意した上で、「見直し・再構築」、「拡大・充実」などの評価を行います。

□ 新たな公会計手法の活用

国に先駆けて導入した新たな公会計手法も活用して、発生主義の視点から、コストパフォーマンスや資産、負債などのストックの状況などを、きめ細かく分析・試算を行うことにより、今後の事業展開などを検討します。

《事業評価の流れ》



○ これまで、事業評価は新たな公会計手法の活用や関係部局との連携などを通じ、予算編成の過程でより多面的な検証を行う取組として着実にその実績を積み重ねてきました。平成23年度は、「10年後の東京」への実行プログラム事業を評価の重点対象に設定するとともに、報告団体を通じて実施する事業について評価を充実するなど、事業の検証機能を充実強化しました。

《事業評価の種類》

事後検証による評価（171件）

事後検証を徹底し、事業の必要性や有益性、将来の影響などにも留意しながら、今後の対応を評価します。

自律的経費評価（111件）

各局の創意工夫を促すという観点から、経常的・定型的な経費について、各局の責任の下で自主的・自律的な検証に基づく評価を行います。

施設整備評価（8件）

「主要施設10ヵ年維持更新計画」の対象施設について、財産利活用や建築コストの適正化の観点から、事業手法などを検証します。

情報システム関係評価（35件）

情報システムの開発・運用に当たり、費用対効果を高める観点から、有効性やコストを検証します。

監理団体への支出評価（35件）

監理団体への支出を通じて実施する事業について、必要性や有益性、団体が実施する妥当性などを検証します。

報告団体への支出評価（13件）

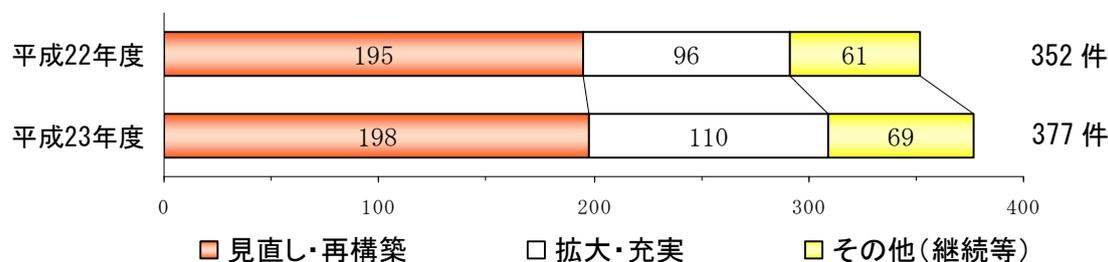
新たな取組として、報告団体への支出を通じて実施する事業について、必要性や有益性、団体が実施する妥当性などを検証します。

執行体制の見直しを伴う事業評価（3件）

効率的・効果的な事業執行を図る観点から、執行体制を含めた事業の実施方法などを検証します。

《評価結果の公表》

こうした取組により、平成23年度は合計377件の評価結果を公表しています。



* 平成23年度の合計件数には、「大規模プロジェクトなどの全体計画」の件数を含みます。ただし、施設整備評価との重複分は含めていません。

* 平成23年度公表件数のうち、評価の重点対象として設定した「10年後の東京」への実行プログラム事業の件数は109件となります。

◆ 平成23年度事業評価の実施例

【船舶建造費補助（代替船の建造）】

24年度予算 188百万円（23年度予算 ー）

（現状・課題）

- ・ 八丈島・青ヶ島の地域振興のため、都からの補助を受けて還住丸（八丈島～青ヶ島間）と黒潮丸（東京～八丈島～青ヶ島間）が整備され、いずれも旅客・貨物輸送に利用されています。
- ・ 還住丸は建造から20年、黒潮丸は23年が経過し、老朽化が進んでいることや、特に還住丸は小型船で就航率が悪いという課題を抱えており、地元自治体や船舶所有会社から、代替船建造の要望が出されています。

（対応）

- ・ 現行2隻の老朽状況を考慮すると、今後数年程度は修繕しながら使用することも可能です。
- ・ そのため、現行の2隻を修繕して引き続き使用する場合と、代替船を建造して1隻に集約する場合のコスト比較を行いました。
- ・ 発生主義により一年度当たりのコストを試算すると、代替船を建造して1隻に集約した方が、運行に必要な乗組員数の見直しや燃費の向上による燃料代の節減が可能となることなどから、現行の2隻を修繕して使用するよりも有利であることがわかります。

《代替船建造と現行2隻修繕のコスト比較（発生主義による試算）》

（単位：百万円）

区 分	代替船建造	現船の修繕	差 引
減 価 償 却 費	54	-	54
維 持 経 費	203	267	△ 64
燃 料 代	65	72	△ 7
修 繕 費	24	39	△ 15
人 件 費	114	156	△ 42
合 計	257	267	△ 10

- ・ また、代替船の建造の場合には、船体の大型化による就航率の向上、燃費向上による環境負荷の低減などが期待できます。
- ・ 以上から、代替船を建造することにより、島民生活の安定と産業の振興を推進するとともに、コストの縮減を図っていきます。

【参考】

◆財政再建の取組と成果

- ◇ 都は、平成10年度決算において、過去最悪の1,068億円もの実質収支の赤字を計上し、その後も毎年巨額の財源不足が生じる見通しとなるなど、財政再建団体への転落の危機に直面しました。
- ◇ そのため、平成11年度以降、二次にわたる財政再建推進プランを策定し、全庁を挙げて内部努力や施策の見直しなどに取り組んできた結果、財政再建を達成しました。

財政再建の成果

* 巨額の財源不足の解消

- ・11年度予算 4,216億円 → 17年度予算で解消

* 実質収支黒字化

- ・10年度決算 △1,068億円 → 17年度決算で黒字に転換

財政再建の主な取組

* 内部努力

- ・職員定数の削減…… 11年度 188,819人 → 18年度 169,299人
※ 清掃事業の特別区への移管による定数減7,994人を含む。
- ・職員給与のカット…… △4%
(平成12年当時、全国で最も厳しい内容)
※ 平成12年、13年、14年に実施
- ・監理団体の見直し…… 11年度 64団体 → 18年度 41団体

* 施策の見直し

- ・役割を終えた事業、必要性が薄れた事業の廃止、休止
- ・民間又は国及び区市町村との役割分担の観点からの見直し
- ・費用対効果の観点から見た施策の規模・水準・手法の見直し
- ・類似事業の整理
- ・事業手法としての民間活力の活用

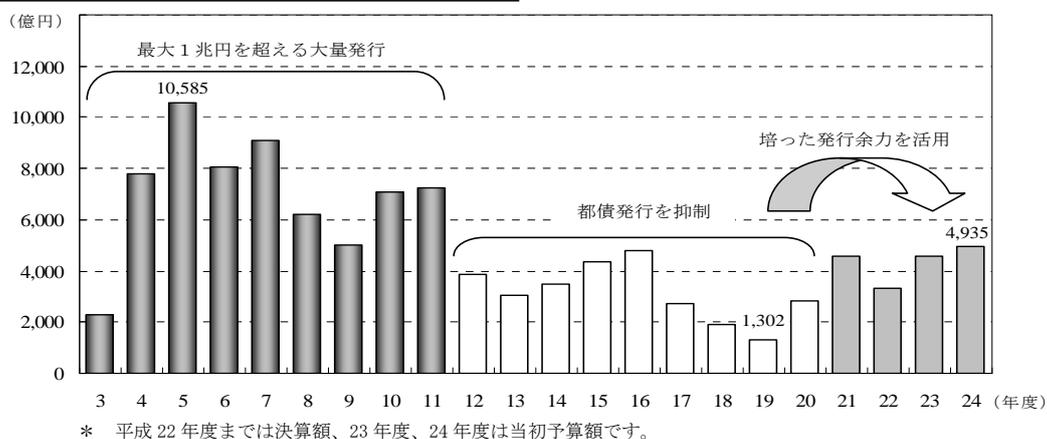
* 徴税努力

- ・徴収率の改善…… 11年度 93.7% → 17年度 97.3%

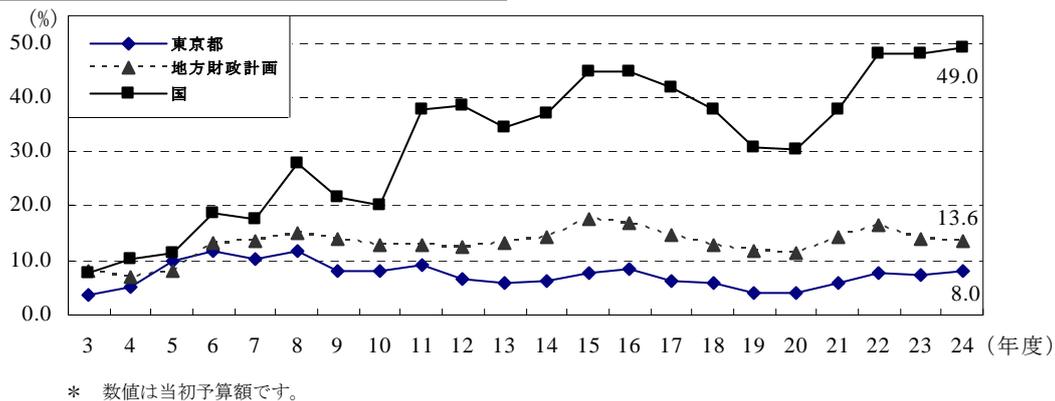
都債の推移

- 平成12年度以降、都債発行の抑制に努め、発行余力を十分に確保してきました。
- 平成24年度予算では、これまで培ってきた発行余力を踏まえ、将来の財政負担を見据えた上で、計画的に活用しています。
- 起債依存度は、国や地方財政計画と比べて引き続き低い水準を維持しています。

都債発行額の推移（一般会計ベース）



起債依存度の推移（一般会計ベース）



◆ **都債の効用**

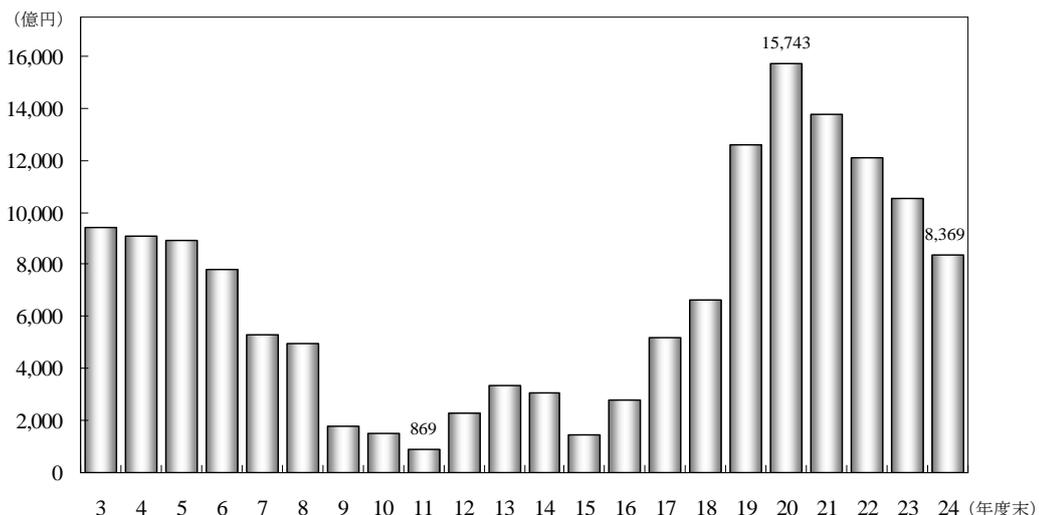
◇ 都債には、世代間の負担の均衡を図るという重要な役割があります。例えば、道路や建物の建設などには、一時期に多額の事業費がかかりますが、一方で、その建設によって生じる便益は将来にわたって及ぶことになります。そこでまず都債によって事業費を賄い、それを償還していく際に、将来の住民の税を充当することで、受益と負担の公平を図っています。

このように、都債は発行しなければよいというのではなく、将来の財政負担とのバランスが大切です。

基金残高の推移

- 景気の影響を受けやすい都財政にとって、基金の役割は非常に重要であり、これまで残高の確保に努めてきました。平成24年度予算では、更なる税収減に直面する中、必要な施策をこの先も着実に進めていくため、財政の対応力に一層配慮しながら、基金を適切に活用しています。
- 活用に当たっては、都市インフラの整備などに必要な財源を確保するため、社会資本等整備基金などの特定目的基金を取り崩した上で、財政調整基金を取り崩しています。

財源として活用可能な基金残高の推移



* 平成22年度末までは決算額、23年度末は最終補正予算反映後の見込額、24年度末は当初予算反映後の見込額です。

財源として活用可能な基金の残高

(単位：億円)

22年度末 残高	23年度末 残高 (見込)	24年度当初予算 取崩額	24年度末 残高 (見込)
12,120	10,555	△ 2,320	8,369

* 積立額を表示していないため、表内の計数の合計は一致しません。

◆ 基金

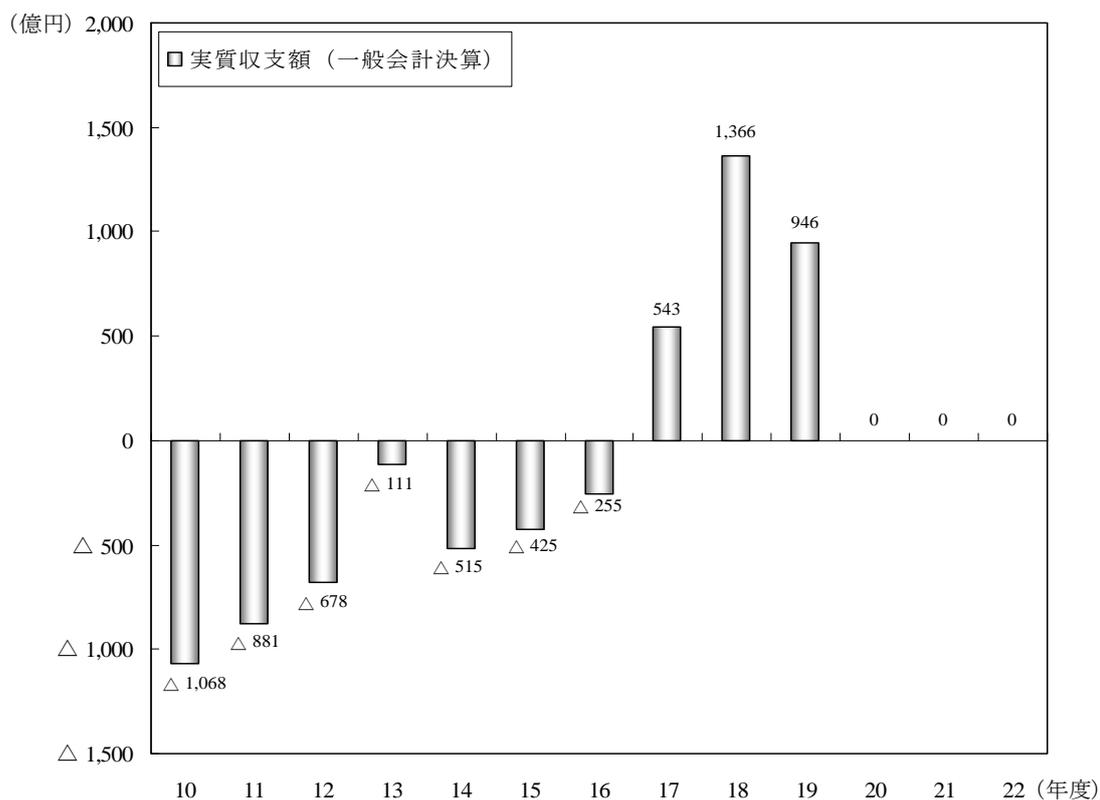
- ◇ 基金とは、地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のためにあらかじめ資金を積み立てておくもので、わかりやすく言えば、一般家庭の貯金に当たります。

第 2 章 決算分析

実質収支

- 都の実質収支は、平成 10 年度に、1,068 億円という巨額の赤字となりましたが、その後、財政再建に全力で取り組んだ結果、17 年度決算では、黒字に転換しました。
- 平成 22 年度決算の実質収支は均衡しました。これは、都税収入が 3 年連続の減となる中で、歳出の精査などにより、所要の財源を確保したことによるものです。

実質収支の推移



◆ 実質収支

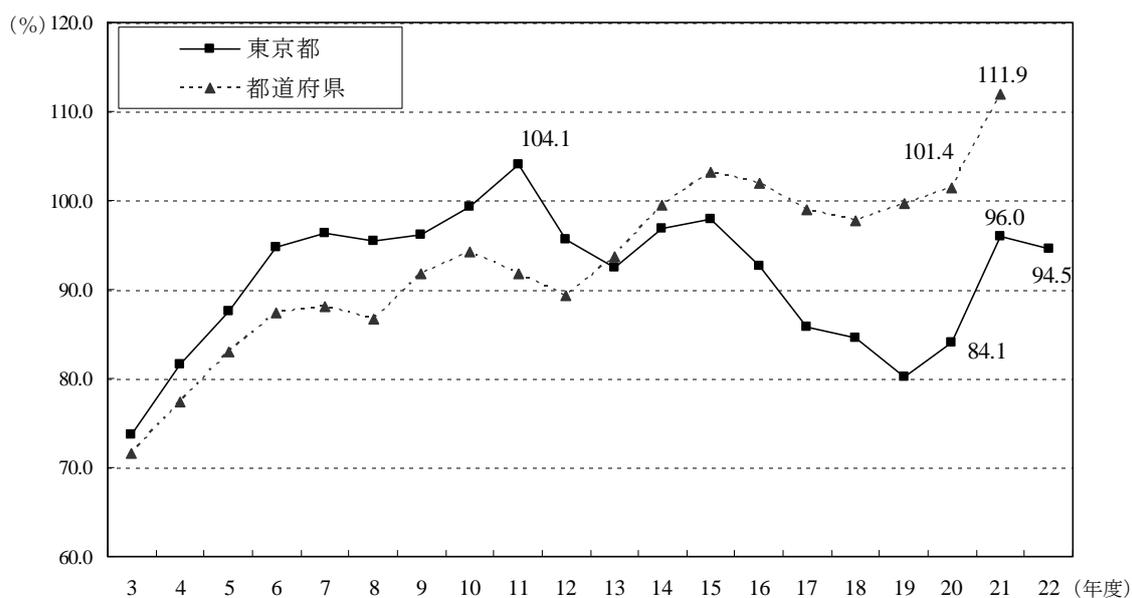
- ◇ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額によって求められる形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算収支です。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

経常収支比率

- 普通会計決算の指標に財政の弾力性を示す「経常収支比率」があります。
- 平成22年度決算では、21年度の96.0%から1.5ポイント改善し、94.5%となりました。
- 経常収支比率が、この2年間、平成20年度に比べて大きくなっているのは、都の歳入の根幹である都税収入が21年度決算で約1兆円減少し、22年度においても更に減少したことによるものです。

経常収支比率の推移



◆ 経常収支比率

- ◇ 経常収支比率とは、経常的経費に充当された一般財源等の、経常一般財源等の総額に対する割合です。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常的経費充当一般財源等} \div \text{経常一般財源等} \times 100 (\%)$$

人件費、扶助費、公債費などの容易に削減することが困難な経常的経費に、地方税を中心とする経常一般財源等がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定するものです。

健全化判断比率等

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律にしたがって、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等を算定した結果、全ての比率において基準を下回っており、都の財政が健全であることをあらわしています。

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	－%	(参考) 早期健全化基準 5.69% 財政再生基準 8.88%
連結実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額の合計を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合	－%	(参考) 早期健全化基準 10.69% 財政再生基準 23.88%
実質公債費比率	公債費相当額に係る一般財源等の標準財政規模に対する割合	2.2%	(参考) 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%
将来負担比率	都債現在高、退職手当負担見込額など、一般会計等において見込まれる将来の負担の標準財政規模に対する割合	93.6%	(参考) 早期健全化基準 400% －
資金不足比率	公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額を示す比率	全会計において －%	(参考) 公営企業会計ごと 経営健全化基準 20%

* 算定結果が「－%」とは、それぞれの赤字額や資金不足額がないため、比率が算定されないということです。

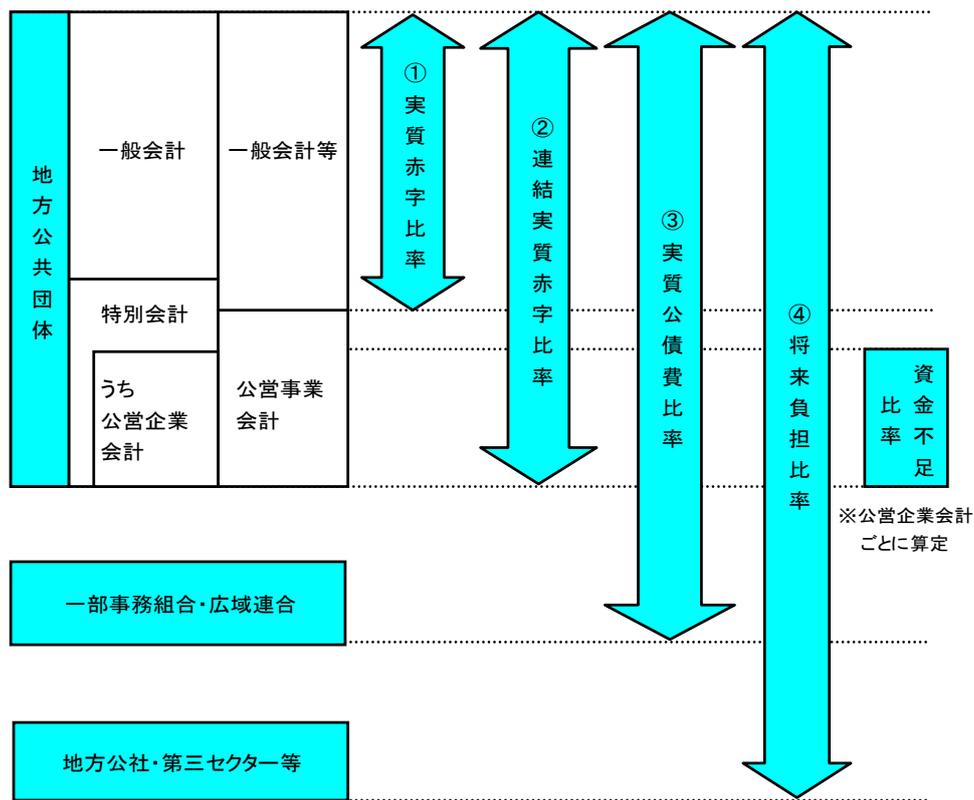
* 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければなりません。また、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画を定めなければなりません。

◆ 健全化判断比率等の課題

- ◇ 例えば、将来負担比率は、今後見込まれる社会資本ストックの更新需要に係る経費などが含まれておらず、また、交付税算入見込額が将来の負担から除かれています。不交付団体である都は、都税収入で対応しなければなりません。
- ◇ このように、健全化判断比率等は都の財政需要や特徴が適切に反映されておらず、都財政の実態をあらわすものではありません。
- ◇ そのため、都においては、将来世代の負担を的確に把握し、持続可能な財政基盤を堅持していく必要があります。新たな公会計手法も活用しながら、中長期的な視点を踏まえた安定的な財政運営を行うことが重要です。

◆ 健全化判断比率等の対象範囲

- ◇ 一般会計等（普通会計とほぼ等しい範囲）の他に、公営事業会計や一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等、その地方公共団体の関連する団体に対する一般会計等の負担額を含むものとなっています。



新たな公会計手法の活用

- 東京都では、平成 18 年度から複式簿記・発生主義による会計処理を導入し、この新たな公会計制度によって決算をまとめています。これにより、コスト情報、ストック情報、さらには現金の流れを分析し、より多面的に都財政の実態を示すことができるようになっていきます。
- 平成 22 年度においては、21 年度に前年度比約 1 兆円の減となった都税収入が更に減少するなど依然として厳しい財政環境の中、歳出の精査とともに、これまで培ってきた財政の対応力を計画的に活用し、都が為すべき役割を果たし、あわせて財源として活用可能な基金の残高を約 1.2 兆円確保するなど、財政の健全性を維持しています。

① 貸借対照表

貸借対照表とは、3月31日時点（ただし、出納整理期間中の増減を含む。）における東京都の資産、負債及び正味財産の状況を明らかにすることを目的に作成しています。

＜貸借対照表（普通会計）＞ （単位：億円）

科 目	22年度	21年度	増減額
資産の部合計	319,326	317,818	1,508
うちインフラ資産	139,041	138,575	466
うち基金積立金	31,288	32,781	△ 1,492
負債の部合計	82,971	84,395	△ 1,423
うち都債	71,116	71,654	△ 538
正味財産の部合計	236,354	233,423	2,931
負債及び正味財産の部合計	319,326	317,818	1,508
資産に対する負債の割合	26.0%	26.6%	-

- 資産においては、インフラ資産の増などにより、前年度末比 1,508 億円増加し 31 兆 9,326 億円となりました。負債は退職給与引当金、都債の減などにより、同 1,423 億円減少し 8 兆 2,971 億円となりました。資産に対する負債の割合は 26.0%（前年度末 26.6%、0.6 ポイント減）となっています。

② 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、発生主義により一会計期間における都の行政サービス活動の実施に伴い発生した「費用」を認識し、その「費用」と財源である「収入」がどのような対応関係にあるか、その差額はどうなっているのかを明らかにすることを目的に作成しています。

＜行政コスト計算書（普通会計）＞ (単位：億円)

科 目	22年度	21年度	増減額
通常収支の部			
収入合計	50,784	51,834	△ 1,049
うち地方税	41,982	42,691	△ 709
費用合計	49,312	50,694	△ 1,381
うち行政費用	48,154	49,499	△ 1,345
通常収支差額	1,472	1,140	331
特別収支差額	△ 87	72	△ 160
当期収支差額	1,384	1,212	171

- 当期収支差額は、1,384 億円となり、前年度に引き続き収入が費用を上回っています。このことは、基本的には当年度に提供されたサービスの費用が当年度の税金などの収入によって賄われたことをあらわしています。当期収支差額 1,384 億円については、貸借対照表の正味財産の増加に反映しています。

③ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、資金の流れを「行政サービス活動」「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各区分別の現金収入と現金支出の状況を示すことを目的に作成しています。

＜キャッシュ・フロー計算書（普通会計）＞ (単位：億円)

行政サービス活動		
収入合計		50,671
支出合計		48,429
行政サービス活動収支差額		2,242
社会資本整備等投資活動		
収入合計		6,422
支出合計		7,233
社会資本整備等投資活動収支差額	△	811
行政活動キャッシュ・フロー収支差額		1,430
財務活動		
財務活動収入		3,534
財務活動支出		4,459
財務活動収支差額	△	925
収支差額合計		505
前年度からの繰越金		1,078
形式収支		1,584

従来の公会計手法
による形式収支

- 行政活動キャッシュ・フロー収支差額においては、収入が支出を 1,430 億円上回りました。財務活動収支差額は 925 億円の支出超過となっています。これらの収支差額合計に、前年度からの繰越金を合わせた金額が、従来の公会計手法による形式収支となります。

第3章 平成24年度予算のあらまし

平成24年度予算の概要

○ 平成24年度予算は、「厳しい財政環境が続く中であっても、将来に向けて強固な財政基盤を堅持するとともに、直面する難局を乗り越え、東京の更なる発展に向けて、着実に歩を進める予算」と位置づけ、次の点を基本に編成しました。

- 1 厳しい財政環境が続く中であっても、将来に向けて施策を支え得る財政基盤を堅持するため、施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底し、歳出総額の抑制を図る。
- 2 直面する難局を乗り越え、都民の安全・安心を確実に取り戻すとともに、東京の成長と発展に向けた戦略的な取組を進めるため、必要な施策を厳選し、限られた財源を重点配分する。

ポイント①

【直面する難局を乗り越え、東京の更なる発展へと歩を進める取組】

都民の安全・安心を確実に取り戻す取組

いつ起こるともしれない災害や依然として厳しい雇用環境など、先行きへの不安が高まる中、都民の安全・安心を取り戻す確かな手立てを講じます。

《主な取組》

自助・共助・公助による災害対応力の強化 (283億円)

- ・ 防災教育の推進(6億円)
 - ⇒ 幼年消防クラブなどによる幼児期からの体系的な防災教育や、都立学校などにおける学校や地域の実態に応じた実践的な防災教育を推進
- ・ 防災隣組の構築(0.4億円)
 - ⇒ 区市町村と連携したモデル事業や防災リーダー研修などにより、災害時における近隣住民の相互支援体制を構築
- ・ 帰宅困難者対策(2億円)
 - ⇒ 訓練の実施や一時滞在施設の確保、発災時における情報提供の充実など、実効性の高い帰宅困難者対策を推進
- ・ 消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー隊)の設置(13億円)
 - ⇒ 大規模災害発生時など活動困難な救助事象に対応するため、第九消防方面本部(八王子市)に消防救助機動部隊を新たに設置

など

雇用就業対策の充実 (239億円)

- ・ 新卒未内定者等向け特別支援事業(1億円)
 - ⇒ 各種セミナーや中小企業との合同企業説明会を実施し、就業意識・ノウハウを向上
- ・ 紹介予定派遣制度を活用した就職支援(28億円)
 - ⇒ 対象者を拡充するとともに、環境や健康など重点産業分野への就業を促進
- ・ 緊急就職支援事業(12億円)
 - ⇒ ジョブコーディネーターによる支援や、就職困難者を採用した企業への助成を実施

など

子供と子育て家庭への支援

(414億円)

- ・「少子化打破」緊急対策(151億円)
 - ⇒ 認証保育所の入所定員増に向けた取組などを推進するとともに、NICU入院児支援コーディネーターの配置などによりNICUから在宅療養への移行を支援
- ・里親支援体制の強化(2億円)
 - ⇒ 児童相談所を補完する専門機関の拡充や乳児院・児童養護施設への里親支援専門相談員の配置など、多方面から里親支援を強化

など

高齢者の暮らしを支える取組の充実

(279億円)

- ・医療と介護の連携による在宅療養の推進(6億円)
 - ⇒ 在宅医と訪問看護ステーションなどの連携による24時間診療体制の構築や、医療知識を持つ介護支援専門員の養成などにより、在宅療養の推進体制を充実
- ・特別養護老人ホーム整備費補助事業(115億円)
 - ⇒ 整備率が低い地域への補助の加算などにより、地域偏在を解消し整備を促進

など

東京の成長と発展に向けた戦略的な取組

東日本大震災を踏まえた都市づくりや次代を担う人材の育成など、東京の成長と発展に向けた戦略的な取組を着実に推進します。

〈主な取組〉

災害に強い都市づくりの推進

(1,400億円)

- ・緊急輸送道路の機能確保(304億円)
 - ⇒ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進とともに、無電柱化や街路樹の更新など震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた総合的な取組を推進
- ・公共建築物などの耐震化(202億円)
 - ⇒ 震災時に重要な拠点となる公共建築物などの耐震化を促進するため、耐震改修費用の助成や技術的支援、普及啓発などを実施
- ・木造住宅密集地域の不燃化・耐震化(78億円)
 - ⇒ 木造住宅密集地域の不燃化を加速していくため、木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、新たな規制・誘導策の検討や都民への啓発活動など実効性のある取組を展開
- ・津波・高潮対策(206億円)
 - ⇒ 東京都沿岸部・東部低地帯や島しょ部における海岸保全施設の整備推進などに加え、高潮対策センターの2拠点化など新たな対応策にも着手

など

都市機能を向上させるインフラの整備

(2,913億円)

- ・東京外かく環状道路の整備(102億円)
 - ⇒ 本体工事に着手する関越道～東名高速間の整備を、国と連携して積極的に推進
- ・国際コンテナ戦略港湾にふさわしい東京港の整備(236億円)
 - ⇒ 東京湾の国際競争力を高めるため、東京港の貨物集荷力や物流機能の強化に向けた取組、京浜三港の連携施策などを推進
- ・鉄道の連続立体交差化の推進(408億円)
 - ⇒ 踏切による渋滞を解消し、鉄道によって分断されていた市街地の一体的なまちづくりを進めるため、鉄道の立体交差化を推進

など

大都市における環境・エネルギー対策の推進

(94億円)

- ・官民連携インフラファンドの創設(30億円)
 - ⇒ エネルギーの安定供給を図るため、民間投資家と連携し、インフラファンドを創設
- ・100万kW級天然ガス発電所の新設(1億円)
 - ⇒ 高効率なコンバインドサイクル方式を用いた100万kW級の天然ガス発電所の設置に向け、自然環境調査を実施
- ・高度防災都市づくりのための自立・分散型電源導入支援(5億円)
 - ⇒ 民間都市開発と連動し、大規模オフィス等へのコージェネレーションシステムなどの導入を促進するための補助制度を創設

など

中小企業に対する総合的な支援

(3,168億円)

- ・ 中小企業制度融資(2,524億円)
⇒ 円高などに苦しむ企業を支えるため、融資目標額を過去最高と同規模に設定
- ・ ものづくり産業集積強化支援事業(2億円)
⇒ 区市町村と連携し、中小企業の移転防止や誘致促進による空洞化対策を実施
- ・ 経営変革・中小企業危機突破支援プログラム(1億円)
⇒ 専門家を活用し、中小企業が直面する課題への対応や企業変革を支援
- ・ 受注型中小製造業競争力強化支援事業(3億円)
⇒ 生産性向上や高付加価値化を目的とした中小製造業の技術開発費用を助成

など

次代を担う人材の育成

(162億円)

- ・ 新たな都立高校改革の推進(3億円)
⇒ 新たな都立高校改革に基づき、理数教育の推進や次世代リーダー育成道場の開設など、生徒一人ひとりの潜在能力を顕在化し伸ばす教育を实践
- ・ 特別支援教育の推進(125億円)
⇒ 障害のある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、特別支援教育推進計画に基づき、教育内容の充実や施設整備を推進

など

ポイント②

【将来に向けて強固な財政基盤を堅持する取組】

依然として厳しい財政環境

平成21年度決算で前年度から約1兆円の減収となった都税収入は、更に減収が続くなど、依然として厳しい財政環境に直面しています。

この先、景気が順調に回復しても、企業に累積する繰越欠損金の影響などにより税収の好転は考えにくく、厳しい財政環境が当面続くことを見越しながら、堅実な財政運営に不断に努める必要があります。

法人事業税の暫定措置については、政府が決定した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」において、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う方針が明記されたものの、平成24年度においては存続する見込みとなっています。

施策の効率性や実効性を向上させる取組

都政の諸課題に的確に対応していくため、無駄をなくし、一つひとつの施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底しました。

事業評価については、これまで進めてきた取組の定着・成果の上に立ちつつ、新たに「10年後の東京」への実行プログラム事業を評価の重点対象として設定するなど、事業の検証機能を充実強化しました。こうした事業評価の取組を通じ、約220億円の財源確保につなげました。

あわせて、「無駄をなくす」という視点に立って、事業の実績などに基づく歳出の精査を徹底し、約1,160億円の事業費の見直しなどを行いました。

都債の計画的な活用

都債は、これまで培ってきた発行余力を踏まえ、将来の財政負担を見据えた上で計画的に活用し、4,935億円を計上しています。

起債依存度は8.0%と、前年度から0.7ポイント増加しているものの、引き続き低い水準を維持しています。

基金の適切な活用

更なる税収減に直面する中、必要な施策をこの先も着実に進めていくため、財政の対応力に一層配慮しながら、基金を適切に活用します。

具体的には、都市インフラの整備などに必要な財源を確保するため、社会資本等整備基金などの特定目的基金761億円を取り崩した上で、財政調整基金については、1,559億円を取り崩します。

同時に、平成23年度予算の執行状況を踏まえ、不用額になることが明らかな事項などを精査し、基金の取崩所要額の見直しを行いました。これらの取組は、最終補正予算において反映し、その結果、財源として活用可能な基金の残高は、平成24年度末で8,369億円となっています。

予算1万円のゆくえ

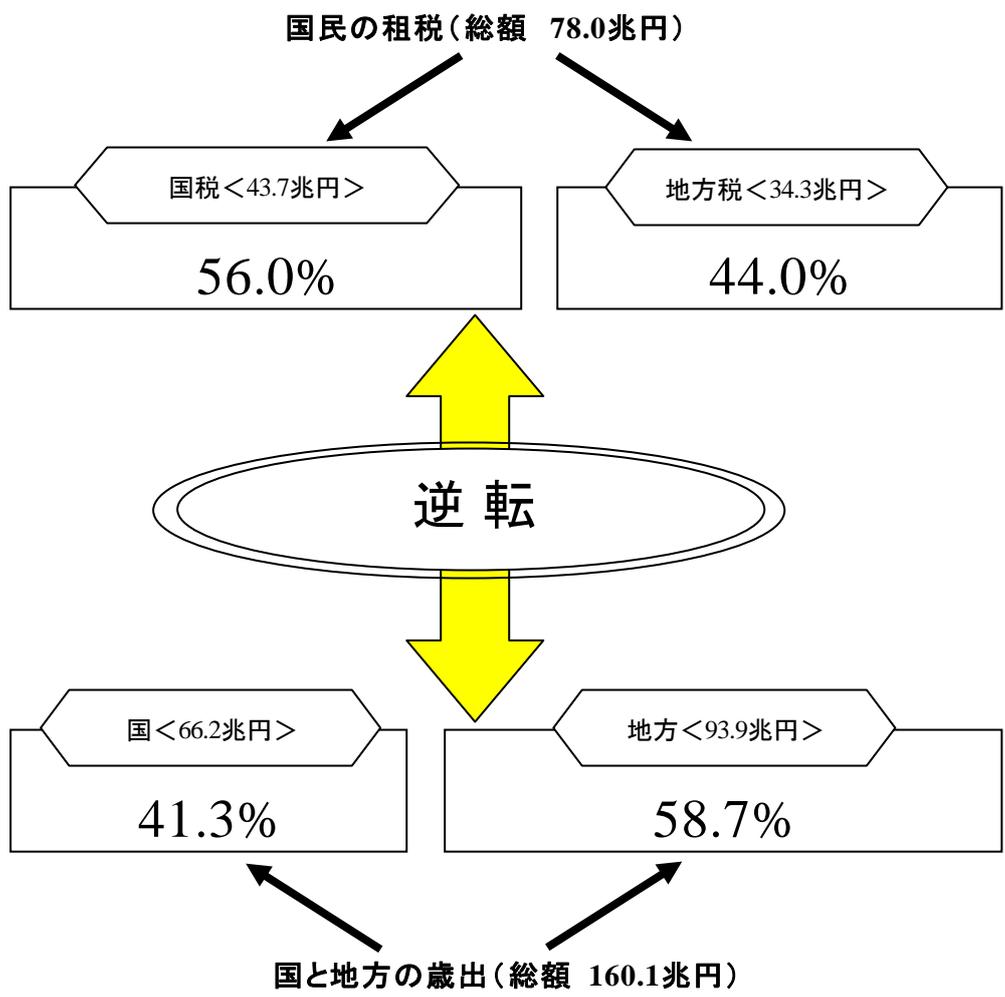
- 平成24年度予算6兆1,490億円を、1万円に置き換えました。
- 厳しい財政環境が続く中であっても、都政の諸課題に的確に対応しています。

使いみち		1万円の内訳
福祉と健康のために		1,623円
教育と文化振興に		1,636円
中小企業や農林水産業、勤労者のために		692円
快適な都市環境のために		355円
道路・河川・港の整備やまちづくりを進めるために		1,204円
身体と財産の安全のために		1,017円
火災・災害から守るために		401円
都債の償還、利子の支払いに		758円
特別区との財政調整などに		1,886円
その他（市町村の振興など）		427円
合 計		10,000円

第4章 地方財政の現状

国と地方の財源配分

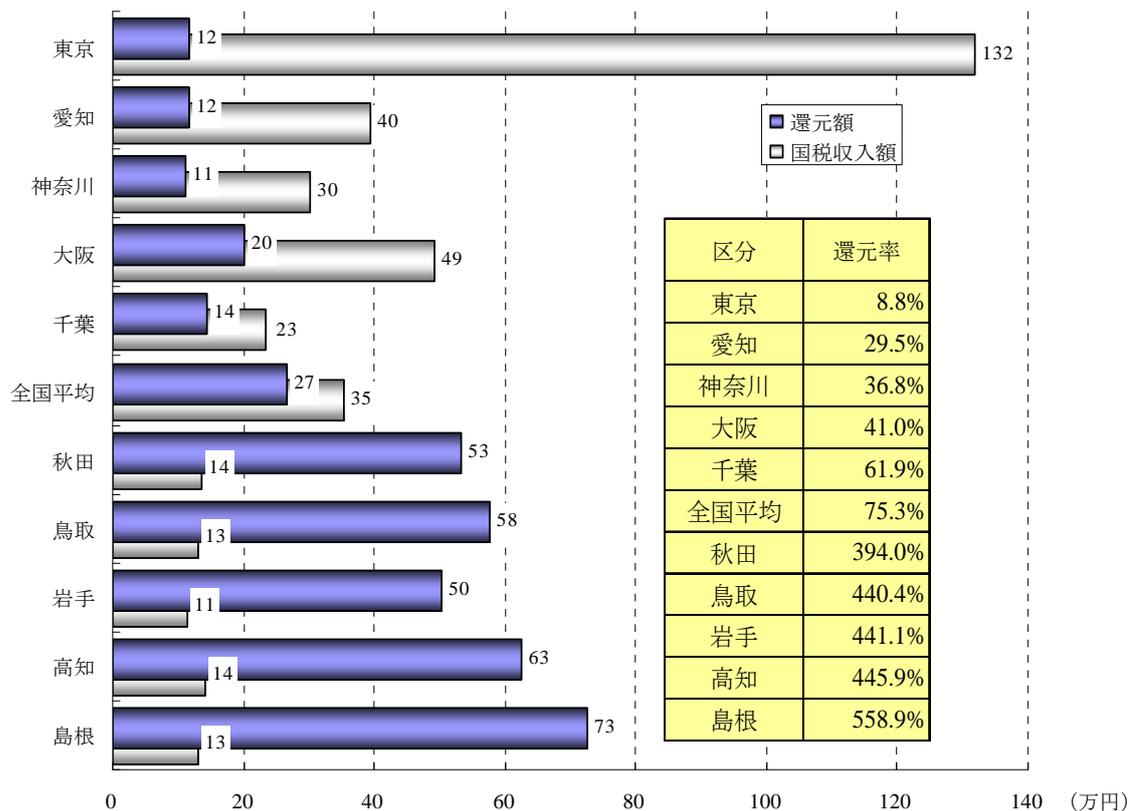
- 国と地方の間で、収入と支出のアンバランスが生じています。
最終支出ベースでは地方が国を上回っているのに対し、国民が負担する租税収入の配分では、国が地方を上回っており、最終支出と税源配分が逆転しています。
- この税源配分のギャップは、地方財源を保障するとともに地方団体間の財源の不均衡を調整している「地方交付税」や用途が特定されている「国庫支出金」などにより補完されています。
- 租税総額 78.0 兆円に対して、歳出総額（純計）は 160.1 兆円となっており、その隙間は国債・地方債などで埋めています。（平成 22 年度決算）



租税の負担と還元

- 東京における平成22年度の国税収入額は16.7兆円で、総額44.9兆円の約37%を占めており、これは都民1人当たり132万円を納税している計算になります。
- 一方、国からは、都民1人当たり12万円しか還元されておらず、これは率にしてわずか8.8%に過ぎません。

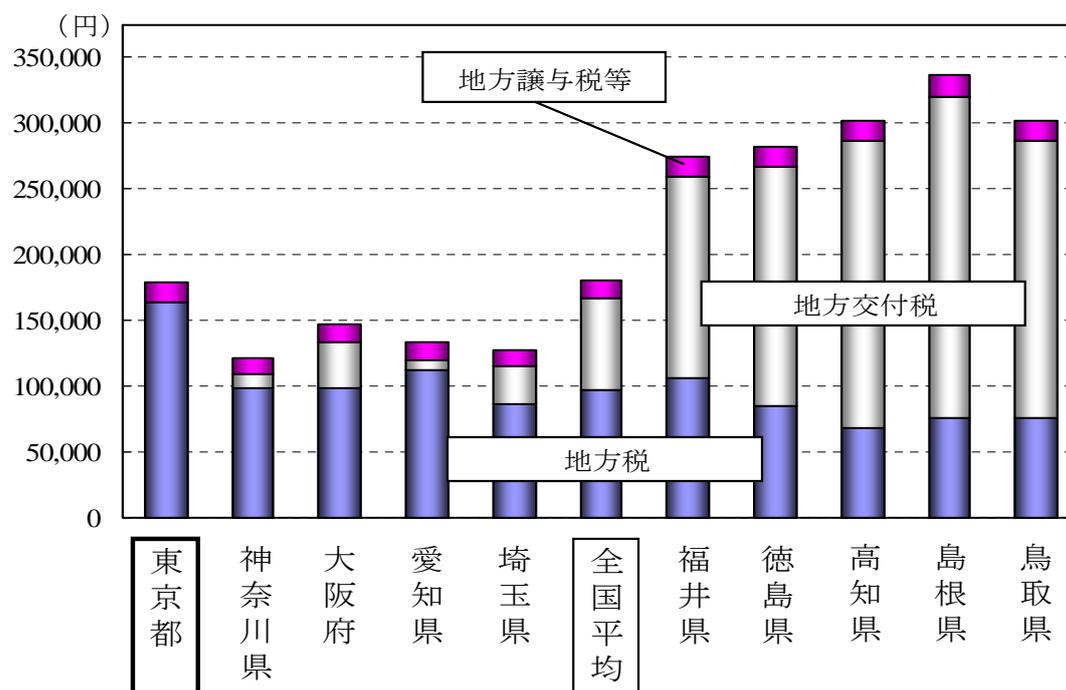
都道府県別の国税収入額と国からの還元額（住民一人当たり）



- * 「国からの還元額」は、地方交付税、地方特例交付金等、地方譲与税、国庫支出金の合計です。
- * 算出に用いた金額は平成22年度決算ベース、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口です。
- * 都道府県には域内の区市町村が含まれています。
- * 掲載されている団体は、還元率の高い5団体及び低い5団体です。

1人当たりの一般財源額

- 地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、地域間で偏在がありますが、地方交付税によって調整がなされています。



（単位：円）

都道府県	地方税	地方交付税	地方譲与税等	計
東京都	163,319	0	15,378	178,697
神奈川県	98,786	10,388	11,545	120,719
大阪府	98,584	34,493	13,673	146,750
愛知県	112,380	7,970	13,902	134,252
埼玉県	86,837	29,306	11,687	127,830
全国平均	97,195	69,069	13,792	180,056
福井県	106,322	153,018	15,859	275,199
徳島県	84,333	183,623	14,806	282,762
高知県	68,764	217,561	15,687	302,013
島根県	76,643	243,787	17,253	337,683
鳥取県	75,301	211,087	16,294	302,682

- * 地方税の額は、税連動経費など、区市町村に交付する額を除いたものです。
- * 平成22年度決算の数値を用いています。
- * 1人当たりの一般財源額は、平成23年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額です。
- * 掲載されている団体は、平成23年3月31日現在住民基本台帳登録人口における、人口上位5都府県（東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県）及び下位5県（福井県、徳島県、高知県、島根県、鳥取県）です。

大都市に特有の財政需要

- 情報通信・サービス産業や金融、行政などの機能が集中し、多くの人々が住み働く場である大都市は、特有の財政需要を抱えています。

- ◎ 東京の用地取得費
都の用地取得単価は、他の道府県と比べて非常に高額となっています。

区 分	東京都(A)	都道府県平均(B)	(A)/(B)
用地 1 m ² 当たりの取得単価	382 千円	18 千円	21 倍

* 平成 22 年度普通会計決算ベースです。

- ◎ 渋滞等対策
都内の慢性的な交通渋滞は、都民の日常生活や企業活動に時間的・経済的な損失を与えるばかりでなく、排気ガスの増加など環境悪化の原因ともなっています。

[自動車旅行速度の状況]

指 標	東京都(区部)	全国平均
混雑時旅行速度	16.8 km/h	35.1 km/h

* 国土交通省「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査」によります。

- ◎ 救急出動
平成 22 年における全国の救急出動は 5.8 秒に 1 回、国民 26 人に 1 人が救急搬送されています。
東京都における救急出動件数は、全国平均(都を除く)を大きく上回っています。

[救急出動件数の状況]

区 分	平成 22 年出動件数	人口 1 万人当たり出動件数
東京都	706,312 件	537 件
全国(都を除く)	4,757,370 件	414 件

- ◎ 首都警察業務
警視庁は、自治体警察の業務に加えて、本来国の責務で行われるべきである首都警察業務を行っています。
- ・ 皇室関係の警衛、警備
 - ・ 国会、総理官邸等の警戒
 - ・ 外国公館の警戒
 - ・ 大臣及び政党等要人の警護